

大綱4

活気あふれるにぎわいの まちづくり (産業振興)

- 1 農業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 雇用の促進と勤労者支援



4-1 農業の振興

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

消費者との結びつきを強める地産地消、体験型農業、6次産業化などの取り組みにより活性化を図ります。

合わせて、農業をけん引する担い手の確保や農地の保全・有効利用を推進し、農地の利用集積を図ることで経営の大規模化、スマート農業の導入により持続的に農業が行われる環境づくりに努めます。

現状と課題

農業の担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地など、農業環境は厳しさを増しています。また、宅地開発が進み、住宅などへの転用により農地が減少しています。このため、農地が有する食料供給のみならず、自然環境保全機能や防災機能、教育・体験機能などの役割が十分発揮できるよう、農地の保全をはじめ、農業経営の安定化や若い担い手の育成などが課題となっています。

一方、食の安全志向が進む中で、新鮮で安全な農産物の供給を図るため、地産地消[※]の推進や環境にやさしい農業の推進を図る必要があります。本町では、こうした声に応え、地元農家と協働で新鮮で安全な農産物の地産地消を促進するため、学校給食での利用拡大や町内での販売拠点の整備などに取り組んでいます。

また、豊かな自然環境を求めて本町に移り住んできた人も多く、町営農園[※]や農業体験などの機会をつくり、農作業を通じ自然教育の場を提供していくことは、都市型農業[※]の振興につながります。



町の田園風景



農業収穫祭 農産物品評会出品野菜

※**地産地消**：地域で採れた農産物をその地域内で消費すること。

※**町営農園**：サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培や高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

※**都市型農業**：農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、緑地空間の提供など多様な機能を果たす農業。

施策実現のための取り組み

4-1-1 農業経営を担う人材確保

①担い手の確保・育成

認定農業者[※]の経営安定化への支援に取り組み、競争力の高い経営体を創出するとともに、法人化のための支援を促進します。

②企業参入の促進

農地所有適格法人[※]の参入を促進し、担い手の確保対策を推進します。

③新規就農者の確保・育成

地域農業を支える多様な人材の育成・確保を支援するため、農地のあっせん、営農相談などを行います。

4-1-2 農地の保全・有効利用

①優良農地の保全

秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備のほか、違反農地転用の是正指導などにより、優良農地の保全に努めます。

また、農業振興地域整備計画[※]に基づき、農用地区域の優良農地については、農地の整備や農作業受委託により集約化を促進します。

②遊休農地[※]の解消と有効利用

遊休農地の解消と有効利用を図るため、新規就農者の受入れや体験農業など有効な対策に努めます。

③農業生産基盤の整備

ほ場の大区画化や汎用化、用排水施設の整備を推進し、経営規模拡大や生産コストの削減など、担い手ニーズに対応した農業生産基盤の整備に努めます。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の認定を受けた、プロの農業経営者として頑張っていこうとする農業者をいう。農業の中心的な担い手として育成するため、町をはじめ関係機関は支援措置を講じることとされた。

※農地所有適格法人：株式会社や農事組合法人などのうち、農地法で定める一定要件を満たした法人で、農地に関する権利の取得が認められる法人。

※農業振興地域整備計画：農業振興地域の整備に関する法律に基づき土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について市町村が定めたもの。

※遊休農地：作物を収穫するための土地ではあるが、耕作者や担い手がなく、何も収穫できない荒廃した農地。

4-1-3 経営の効率化

①法人化の推進

地域農業をけん引する中心的な担い手の経営支援として、法人化を推進します。

②農地の集約と経営の大規模化の推進

所有権の散在した農地の担い手への集積・集約化を促進し、生産コストの削減などにつながる経営の規模拡大に努めます。

③スマート農業※導入の推進

ICTなどの先端技術を活用した生産性向上や省力化など、スマート農業の推進を図ります。

④都市型農業の推進

地域農産物の普及や町内農産物の地元消費の拡大、町民農園の提供を図る一方、食の魅力を発信する6次産業化※、首都近郊の立地を生かした体験農業や農業イベントによる交流事業の推進に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
4-1-1	認定農業者数	35人	38人
	【説明】農業の中心的な担い手の育成に取り組み、認定農業者数を増加させることを目標とする。		
4-1-2	遊休農地面積	2.8ha	1.4ha
	【説明】新規就農者の受入れや担い手農家への利用調整などを推進し、遊休農地面積を減少させることを目標とする。		
4-1-3	農地の集積集約率	24%	50%
	【説明】生産コストの削減などにつながる経営の規模拡大ため、今後の農地利用を定める地域計画を実行し、農地の集積集約率を向上させることを目標とする。		

※スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業。

※6次産業化：農林水産物の生産(1次産業)から加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)まで「1×2×3」をまとめて手がける取り組み。

4-2 商工業の振興

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

企業誘致の推進に取り組むとともに、商工業については、持続的な事業支援を行い、地場産業の活性化に取り組めます。観光については、地域資源の魅力向上を図り、交流人口の拡大に取り組めます。

現状と課題

産業団地については、これまで東埼玉テクノポリス、松伏工業団地及び大川戸地区産業団地を整備してきました。現在は埼玉県が事業主体となって整備を進めてきた松伏田島産業団地の造成工事が完了し、企業の立地が進んでいます。

企業誘致は、雇用や税収面で大きな効果を得られることから、(都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ付近の新市街地域や広域幹線道路沿いの土地利用を計画的に進める必要があります。

また、町のにぎわいの創出については、商工業の振興が重要な役割を担っていますが、この10年間で事業所数及び従業者数が減少しています。

さらに、大型商業施設の立地や事業主の高齢化により、既存の商工業者は衰退する傾向にあります。これらの商工業者に対し、経営相談や事業資金に対する支援などを継続的に行う必要があります。

観光振興については、町民まつりなどのイベントによる交流人口の呼び込みや、ふるさと納税制度などの推奨特産品を積極的に発信し、地場産業の活性化を図る必要があります。

また、(都) 東埼玉道路の整備を契機に、新たに設置を推進している道の駅を活用し、農業・商業の振興と交流人口の拡大が望めます。

施策実現のための取り組み

4-2-1 企業誘致の推進

①新市街地域及び広域幹線道路沿いへの誘致

新市街地域では、税収の増大や新たな雇用を創出する企業の立地と職住近接※のまちづくりを進め、企業誘致に取り組めます。

また、広域幹線道路沿いの計画的な土地利用を進め、地域の活性化を図ります。

②産業集積地域の計画的な整備

産業集積地域の適切な環境整備に努め、働きやすいまちづくりを推進します。

③既存産業団地の拡張及び充実

東埼玉テクノポリスや松伏工業団地の拡張を検討し、企業誘致を進めるとともに、既存産業団地の有効活用に努めます。

※職住近接：職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

4-2-2 商工業の活性化

①商工業者への支援

商工業活性化のため、その推進母体である商工会への支援や情報提供など連携を強化し、中小企業の経営の安定化とともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進事業などの取り組みを推進します。

②創業支援

地域活性化を図るため、商工会などの創業支援事業者との連携を図り、創業に関する課題の解決や情報提供など支援をします。

③ふるさと納税制度を活用した支援

豊かな自然環境や農産物、特産品などの地域資源を活用した、ふるさと納税制度による返礼品の拡充・開発に取り組むことで、町の魅力を発信し、さらなる町の認知度の向上と地域への郷土愛と誇りの醸成を図ります。

4-2-3 観光振興への取り組み

①地域資源の磨き上げと発掘

地域資源を磨き上げ、農業などを複合的に組み合わせることで地域資源を観光資源化し、付加価値を高めます。

②バスターミナルを併設した道の駅の設置推進

町民の交流の場の拠点として、また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえ、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

また、来訪者を呼び込み、町の農産物・特産品の販売や、気軽に松伏を訪れ、楽しむことができる受入環境の整備も推進します。

③交流人口の呼び込み推進

地域資源の観光資源化とともに、地域の特徴である田園的環境を楽しむことのできる機会を提供し、また町民まつりなどのイベントの実施により、交流人口の呼び込みを推進します。



古利根川堤の桜並木



松伏町推奨特産品物語

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
4-2-1	新規産業団地の事業着手数	0件	1件
	【説明】税金の確保と新たな雇用を創出するため、新規産業団地の法的な手続きを開始することを目標とする。		
4-2-2	ふるさと納税の返礼品数	91品	120品
	【説明】町の認知度の向上と地域への郷土愛と誇りの醸成を図るため、ふるさと納税の返礼品数を増加させることを目標とする。		
4-2-3	松伏町推奨特産品数	21品	23品
	【説明】町の認知度の向上と地域への郷土愛と誇りの醸成を図るため、松伏町推奨特産品数の認定件数を増加させることを目標とする。		



松伏田島産業団地

4-3 雇用の促進と勤労者支援

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

近年の感染症の影響や情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴う労働環境の変化に応じた雇用促進、また、企業誘致や創業による新たな雇用の創出や、職住近接によるゆとりある生活の促進を支援します。

また、女性や高齢者が活躍しやすい職場づくり、長時間労働の改善、年次有給休暇の促進などの労働環境の改善、健康管理事業や福利厚生事業の向上を支援します。

さらに、商工会などと連携し、勤労者に係る各種制度の周知を図ります。

現状と課題

雇用環境は、少子高齢化が進む中、生産年齢人口は今後さらに減少することが見込まれ、地域経済への影響が懸念されます。

地域の企業情報をハローワークなどと連携し、就労希望者に積極的に発信し、地域への就労を促進することが求められています。また、事業主に対する労働条件の遵守や多様な働き方の普及啓発に努めていく必要があります。

出産・育児を伴う女性が継続して働くことのできる労働環境を醸成するとともに、若年者から高齢者まで、働く意欲のある全ての人に働く場の確保に向けた取り組みも求められています。

施策実現のための取り組み

4-3-1 雇用安定の促進

① デジタル技術を活用した雇用促進

ICTを活用した、就労者がそれぞれのライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選択できる職場環境の促進に取り組む企業や団体を支援します。

② 企業誘致、創業による新たな雇用創出

企業誘致に取り組むとともに、町内での創業を促進し、雇用を創出するため、創業支援事業計画の周知に取り組み、松伏町商工会及び公益財団法人埼玉産業振興公社をはじめとする支援機関と連携し、創業時のさまざまな課題への解決を支援します。

③ 職住近接の促進支援

DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む企業や団体への支援を図る一方、ハローワークからの町内求人情報の発信や、町内事業者との合同就職説明会を実施することで、町内での就職を支援します。

4-3-2 勤労者支援の推進

①労働環境の改善

従業者のワーク・ライフ・バランスを考慮した多様な働き方に対応するとともに、事業主に対する労働条件の遵守や年次有給休暇の取得促進など、労働関係法令の遵守を促し、働きやすい環境整備を促進します。

②勤労者福祉の向上

事業所への啓発などにより労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、商工会などと連携し、中小企業退職金共済制度の情報提供に努めます。

③勤労者に関する制度の周知

勤労者融資制度[※]の周知・活用を促進します。また、関係機関と連携し、企業に対し、若年層や高齢者、障がい者などの雇用に関する制度の周知を図ります。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
4-3-1	DX推進事業のセミナー受講者数	190人	1,000人／累計
	【説明】DXに取り組む企業や団体への支援を図るため、DX推進事業のセミナーを開催し、受講者数を増加させることを目標とする。		
4-3-1	創業指導を実施した件数	8件	45件／累計
	【説明】町内での創業を促進し、雇用を創出するため、継続的に創業指導を実施することを目標とする。		
4-3-1	松伏町合同就職説明会参加者数	未実施	200人／累計
	【説明】町内の雇用を創出するため、松伏町合同就職説明会を開催し、参加者数を増加させることを目標とする。		
4-3-2	松伏町優良従業員表彰者数	24人	125人／累計
	【説明】町内事業所において、長期的な雇用を推進するため、松伏町優良従業員表彰者数を増加させることを目標とする。		

※勤労者融資制度：町と町が指定する金融機関が共同して勤労者に対し、住宅の確保に要する資金を貸し付けることにより、勤労者の福祉の向上と町内事業所の労働力の安定を図ることを目的とした制度。

